

記録の開示について

ハピネスホーム・ひなぎくの丘では介護福祉従事者等と利用者等とのより良い信頼関係を構築することを目的として記録の開示を実施しております。その際、プライバシーの保護及びサービス提供上の支障が生じないこと等を確認したうえで開示いたします。開示請求される方は下記の内容をご確認いただいたうえで、ご請求ください。

開示請求が可能な方

- (1) 利用者本人
- (2) 利用者本人から代理権を与えられた方
- (3) 利用者本人に意思決定能力がない場合、本人の法定代理人または法定相続人
- (4) 遺族（利用者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者）、または遺族の法定代理人

開示に応じられない場合

- (1) 開示することによりサービス提供を著しく困難にする恐れがある場合
- (2) 開示することにより第三者の利益を害する恐れがある場合
- (3) 開示を不適当とする相当な事由が存在する場合
- (4) 他の医療福祉機関等から提供された情報

開示方法

- (1) 事業所内での記録閲覧
- (2) 記録の複写提供（請求された方が来所）

※（１）と（２）の時間帯は以下のとおりです。

- ・月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）
- ・10時～12時、13時～16時

※（１）、（２）いずれの方法も有料です。【４．開示に伴う料金】をご覧ください。

※サービス終了後、開示請求可能な期間

介護保険サービスの記録は原則サービス完結の日から２年間、請求関連書類は５年間で保管するよう定められており、その期間を過ぎた場合は請求できません。

開示請求に必要な書類等

(1) 開示請求者の本人確認（顔写真付きのもの）

- ・運転免許証・マイナンバーカード(マイナ保険証)・旅券(パスポート)等
- ・身体障害者手帳
- ・外国人登録証明書・在留カード等

※両面コピー。ただし、マイナンバーカードは表面(顔写真の面)のみで結構です。

※有効なものに限ります。

(2) 開示請求者が【利用者本人以外の場合】は(1)の他に以下のいずれかの書類が必要です。

- ・戸籍謄本・家庭裁判所の証明書、代理人関係を確認し得る書類等

※発行してから3ヶ月以内の原本

※代理人が弁護士の場合は身分確認書類として弁護士会発行の身分証明書が必要です。

(3) 記録の開示請求書

- ・開示請求書は事務所受付にてお渡しいたしますので、お声掛けください。

開示に伴う料金

基本手数料	5,500 円（税込）
閲覧	※基本手数料に含まれます
記録の複写	55 円／枚

受付場所・受付日時

1 階 事務所受付窓口（※原則、郵送での開示請求は受付けておりません）

月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）

10 時～12 時， 13 時～16 時

※開示請求を受理した日から開示の受取りまでに1ヶ月程お時間をいただいております。

余裕をもってご請求ください。